

平成20年7月4日  
警 察 庁

## 警察庁行政と密接な関係にある公益法人への支出の無駄の集中点検について

### 1 点検対象法人

警察庁所管公益法人（平成18年：48法人）のうち、平成18年度に国又は独立行政法人等からの支出を受けている法人は14法人であった。

これらの法人のうち、理事に占める警察庁出身者の割合、警察庁から法人への支出状況等、警察庁との関係を総合的に見て点検の対象とすべきと考えられる事情を有している法人として1法人（財団法人警察大学校学友会）を取り上げた。

### 2 点検結果

#### (1) 事務事業の見直し

本法人は、従来、随意契約により、独立行政法人国際協力機構（JICA）からの委託を受け、外国警察職員への研修事業を行ってきた。

本法人においては、平成20年度以降、当該事業についての契約を継続しないこととしており、その結果、国又は独立行政法人等からの支出を一切受けないこととなる。

#### (2) 理事構成の見直し

平成20年4月1日現在、本法人の理事6人中3人が警察庁出身者であったため、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に従って理事に占める警察庁出身者の割合が3分の1以下になるよう指導した結果、同年7月1日に理事構成が是正された。

なお、本法人の役員については無給とされている。

#### (3) 内部留保の適正化

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に従って内部留保が30%程度以下になるよう指導している。

#### (4) 内部コンプライアンスの確立

法人に対する社会的な信頼を高めるために、コンプライアンス担当理事の直轄の下に公益通報窓口を設置するよう指導している。

### 3 今後の点検の進め方

警察庁では、今後、今回の点検結果に基づく見直しを着実に実施するとともに、政府全体の取組みの中で、今回の点検対象法人以外の警察庁所管公益法人についても、更に支出の無駄撲滅を徹底すべく取り組むこととしている。